

2021年9月25日

【2021年9月25日理事会承認】

選手強化委員会

## 2021年度ナショナルチーム選手選考基準及び海外派遣暫定要綱

### 第1条（目的）

1. 本暫定要綱「以下、2021NT暫定要綱という。」は、2024パリオリンピック競技大会「以下、パリ2024という。」でのメダル獲得を目標として、国際大会派遣及び選手強化事業等に関して必要な事項を定めるものである。

### 第2条（定義）

1. この要綱で使用する用語の定義を次のように定める。
  - (1) ナショナルチームは日本を代表し、パリ2024でのメダルを獲得するために編成されたチームをいう。チームは、選手強化委員会の管理、監督下に置く。
  - (2) ナショナルチーム選手「以下、NT選手という。」は、日本代表選手としてふさわしい国際的競技力と優れた人間力及び品位を兼ね揃えた選手でなければならない。
  - (3) ナショナルチームスタッフ「以下、NTスタッフという。」は、選手強化委員会委員及びナショナルチームの技術的サポート、医科学情報戦略サポート等を担当する者をいう。

### 第3条（ナショナルチームの編成）

1. ナショナルチームの編成は、ナショナルコーチ、専任コーチングディレクター、日本代表選手、NTスタッフ、その他選手強化委員会が認めた者をもって構成する。  
ナショナルチームの編成の年度は、4月1日から翌年3月31日までの協会活動年度を基本とする。

### 第4条（対象種目）

1. ナショナルチームの対象とする競技種目は、パリ2024の実施種目とする。
  - <ライフル>4種目
    - (1) 男子10mエアライフル（AR60）及び50mライフル3×40（FR3×40）
    - (2) 女子10mエアライフル（AR60W）及び50mライフル3×40（R3×40）
  - <ピストル>4種目
    - (1) 男子10mエアピストル（AP60）及び25mラピッドファイアピストル（RFP）
    - (2) 女子10mエアピストル（AP60W）及び25mピストル（SP）

#### 第5条 (NT選手選考及び認定)

1. NT選手は、指定する競技会でNT基準を達成した場合及びワールドカップの各競技大会で6位入賞した場合において、かつその試合を含めたNTランキング3位以内に入っている場合は、NT選手として即時認定される。ただし、NTランキング3位以内に入らない場合は認定されない。しかし、当該基準を達成した競技会の有効期間中にNTランキング3位以内に入った場合は、その時点でNT選手に認定され、また4位以下になった場合はNT選手から外れる。NT選手の認定有効期間は、NT基準を達成した日及びWC等で6位入賞した日から一年間とする。

NTランキング3位までの選手は、NT選手を除きNT候補選手「以下、NT候補という。」とする。

#### 第6条 (NT選手選考指定対象試合)

1. NT選手認定のための指定対象試合は下記のとおりとする。対象試合の有効期間は、国際大会は12か月間、国内試合は8か月間とする。

##### <ライフル選考対象試合>

- ・2021年度WC
- ・2021年度NT選考記録会
- ・2021年度全日本選手権
- ・2021年度全日本選抜

##### <ピストル選考対象試合>

- ・2021年度WC
- ・2021年度NT選考記録会
- ・2021年度全日本選手権
- ・2021年度全日本選抜

※海外留学等、海外で活動している選手の指定対象試合については、別途考慮することができる。

#### 第7条 (NT基準)

1. NT基準については、下記の点数とする。

世界選手権及び以降のWC4大会、東京2020のファイナルへの進出点数の平均とする。

##### <ライフル種目NT基準点>

|           |       |   |
|-----------|-------|---|
| 10mAR男子   | 628.4 | 点 |
| 10mAR女子   | 628.4 | 点 |
| 50m3×40男子 | 1.176 | 点 |

|               |       |   |
|---------------|-------|---|
| 50m3×40女子     | 1,172 | 点 |
| <ピストル種目NT基準点> |       |   |
| 10mAP男子       | 581   | 点 |
| 10mAP女子       | 577   | 点 |
| 25mRFP        | 584   | 点 |
| 25mピストル       | 584   | 点 |

#### 第8条（選手強化事業への参加対象選手）

1. 東京2020日本代表選手及びNT選手は、選手強化事業に優先される。  
選手強化委員会は、NT候補について選手強化事業に参加させることができる。
2. 将来の成長を期待できる若い選手の派遣については、専任コーチ又はジュニア育成委員長が推薦し、選手強化委員長の承認を得て参加させることができる。
3. 国際大会への派遣は、下記のとおりとする。
  - (1) 国際大会への派遣選手については、理事会の承認を受けた本要綱に基づき、選手強化委員会は選手強化本部会の承認を得て決定し、理事会に報告する。
  - (2) 派遣人数については種目により異なり、派遣種目、人数は選手強化委員会で決定する。
  - (3) 出場選手は、選ばれた種目以外の種目について、選手強化委員長の判断で出場させることができる。
  - (4) MQS選手、10mミックス種目の選手の決定については、現地での監督、コーチの判断及び選手の試合直前のコンディションを考慮して選手強化委員長及びジュニア育成委員長が決定する。
  - (5) 経費その他の事由により、選手を派遣しないことがある。

#### 第9条（NTランキング）

1. NTランキングは、選手選考指定対象の国際大会及び国内試合での競技成績を下記の方法で算定する。

##### <NTランキング算定方法>

NT選手選考指定対象試合での最上位得点とする。

同点の場合での順位は、競技規則による上位者とする。

NTランキングは、協会ホームページで公表する。なお、以前のNTランキング制度は廃止する。

#### 第10条（NT選手及び日本代表選手の行動規範）

1. ナショナルチーム構成員は、本会倫理規定及び日本代表選手等の行動規範を遵守し、日本代表としてふさわしい行動をとらなければならない。

2. 日本代表及び候補選手が、日本代表としてふさわしい行動をとらなかった場合及び以下の事項に該当する場合は、理事会の承認を得て資格を停止する。

- (1) 正当な事由がなく無断でナショナルチーム合宿を欠席したものの。
- (2) 選手強化委員会の指導方針に故意に反発したもの、もしくはチームの秩序を乱したものの。
- (3) ナショナルチームの目的に反する行動を取り、選手強化委員会の是正に応じないものの。
- (4) 本会倫理規定及び日本代表選手等の行動規範に抵触したものの。
- (5) ドーピング防止規程に違反し、競技者資格を停止されたものの。

#### 第11条（要綱の改正等）

1. 要綱改正が必要な場合は、理事会の承認を得なければならない。
2. 要綱の解釈について、疑義が生じた場合は選手強化委員会が判断し、理事会に報告する。

#### 付則

1. 本要綱は、理事会での承認された時点で適用され、新要綱が策定されるまでの暫定要綱とする。